

第8回

定時株主総会 招集ご通知



日時

2020年6月29日(月曜日)
午前10時

会場

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
(豊洲プライムスクエア)

株式会社東光高岳 会議室(8階)

※開催場所が例年と異なりますので、末尾の「第8回定時株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお願い申し上げます。

<株主の皆さまへお願いとお知らせ>

- ①新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
- ②例年、株主総会終了後に開催しております株主懇談会につきましては、本年は開催を中止いたします。また、ご来場の株主の皆さまにお渡ししております土産につきましても、本年はご用意いたしておりません。



パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/6617/>



Provided by TAKARA Printing

目次

■ 新型コロナウイルス感染拡大防止 に関するお願いとお知らせ	1
■ 第8回定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	6
第1号議案 剰余金の配当の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）7名選任の件	
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件	
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）の報酬等の額設定の件	
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の 額設定の件	
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を 除く。）に対する業績連動型株式報酬 等の額設定の件	
添付書類	
■ 事業報告	24
■ 連結計算書類	37
■ 計算書類	39
■ 監査報告書	41
■ 第8回定時株主総会会場ご案内図	末尾

株式会社 東光高岳

証券コード：6617

新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお願いとお知らせ

1	<u>感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。</u>
2	本年は、会場の安定的な利用等を重視し、<u>当社本社での開催としております。開催場所が例年と異なりますので、末尾の「第8回定時株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようお願い申し上げます。</u> なお、<u>駐車場および駐輪場はご用意いたしておりませんので、お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。</u>
3	<u>株主総会当日までの新型コロナウイルス感染拡大の状況等により、やむなく会場等を変更する場合がございます。</u> その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.tktk.co.jp/)にて、変更後の内容をお知らせいたしますので、株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、 <u>事前に、当社ウェブサイトを必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。</u>
4	<u>例年、株主総会終了後に開催しております株主懇談会につきましては、本年は開催を中止いたします。</u> また、ご来場の株主の皆さまにお渡ししております <u>お土産につきましても、本年はご用意いたしておりません。</u>
5	<u>会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良があると認められる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。</u> なお、 <u>海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願い申し上げます。</u>
6	会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、 <u>マスクの着用をお願い申し上げます。</u>
7	株主総会運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
8	本総会においては、 <u>感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項および議案の詳細な説明は省略させていただきます。</u> 株主様におかれましても、 <u>事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。</u>

株 主 各 位

東京都江東区豊洲五丁目6番36号
株 式 会 社 東 光 高 岳
代表取締役社長 武 部 俊 郎

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
近時、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、感染拡大防止の観点から様々な対応が要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、会場の安定的な利用等を重視し、開催場所を例年とは変更して当社本社での開催といたうえで、適切な感染防止策を実施して開催させていただくことといたしました。
株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、可能な限り、本株主総会につきましては株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。
書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただく際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2020年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所	東京都江東区豊洲五丁目6番36号（豊洲プライムスクエア） 株式会社東光高岳 会議室（8階）
3. 目的事項 報告事項	第8期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決 議 事 項	
第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
第8号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

(お願い)

当日ご来場の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。

(お知らせ)

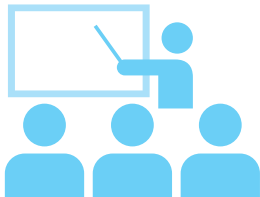
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tktk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載されている事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要
- (2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書 (3) 連結計算書類の連結注記表
- (4) 計算書類の株主資本等変動計算書 (5) 計算書類の個別注記表

◎修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.tktk.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合

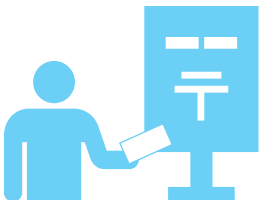


株主総会開催日時

2020年6月29日（月曜日）午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です。）
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。

書面にて行使いただく場合



行使期限

2020年6月26日（金曜日）午後5時到着分まで

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

インターネットにて行使いただく場合



行使期限

2020年6月26日（金曜日）午後5時まで

インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト | <https://www.web54.net>
アドレス

▶ インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネット等による議決権行使

1 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって議決権を複数回数行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

2 パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- ①パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ②パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ③議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

3 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ①本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

電話

0120-652-031（フリーダイヤル）
(受付時間 9:00～21:00)

- ②その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。

イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

電話

0120-782-031（フリーダイヤル）
(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、安定的な配当の実施が株主各位のご期待に応える基本と認識しており、財務体質の強化など経営基盤の安定確保に努めながら、継続的な配当を実施することとしております。

当期の配当につきましては、業績の状況、経営環境などを勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は405,447,475円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月30日といたしたいと存じます。

- (注) 1. 会社法第453条に基づき、配当金総額は、発行済株式総数から自己株式58,406株を除いて算出しております。
2. 年間配当金は、中間配当金1株につき25円と合わせ1株につき50円、配当金総額は中間配当金総額405,451,550円と合わせ810,899,025円になります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

- ①取締役会における機動的な意思決定、議論の活性化および社外取締役の十分な機能発揮等を図るとともに、取締役会への監督機能をより一層強化することで当社の企業価値を更に向上させることを目的に、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員である取締役に係る規定の新設、ならびに、監査役および監査役会に関する規定の削除および移行前の監査役の責任免除に関する経過措置の設置等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります。
- ②コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的に、相談役制度を廃止することを決定したため、相談役に関する規定を削除するものであります。
- ③上記各変更に伴い、条数の変更その他の所要の改正を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 第5条～第18条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定数) 第19条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> (新設) (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会において選任する。	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) (機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 第5条～第18条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定数) 第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締</u> <u>役は除く。)</u>は、8名以内とする。 ② <u>当社の監査等委員である取締役は、4</u> <u>名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそ</u> <u>れ以外の取締役とを区別して、株主総会に</u> <u>おいて選任する。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ (条文省略) (新設) (取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新設) ② 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設) 第 22 条 (条文省略) (取締役会の招集及び議長) 第 23 条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 取締役会の招集通知は、会日より2日前に各取締役及び各監査役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	② 前項の決議をする場合には、法令又は本定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。 ③ 前2項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ④ (現行どおり) ⑤ 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。 (取締役の任期) 第 21 条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削除) ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 第 22 条 (現行どおり) (取締役会の招集及び議長) 第 23 条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 取締役会の招集通知は、会日より2日前に各取締役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

現 行 定 款	変 更 案
④ 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 24 条 (条文省略) (新設) 第 25 条 (条文省略) (相談役) 第 26 条 当社は、取締役会の決議により、相談役若干名を置くことができる。 (取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第 28 条 (条文省略) 第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役の定数) 第 29 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。 (監査役の選任) 第 30 条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第 31 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	④ 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第 24 条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第 25 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。 第 26 条 (現行どおり) (削除) (取締役の報酬等) 第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して</u>、株主総会の決議によって定める。 第 28 条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
(常勤監査役) 第 32 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集) 第 33 条 監査役会の招集通知は、会日より 2 日前に各監査役に対し発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役監査基準・監査役会規則) 第 35 条 監査役会に関する事項は、法定又は本定款に定めるほか、監査役会において定める監査役監査基準及び監査役会規則による。	(削除)
(監査役の報酬等) 第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第 37 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 ② 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。	(削除)
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) 第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第 30 条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査等委員に対し発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第 31 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第 32 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 38 条～第 43 条 (条文省略)	第 33 条～第 38 条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	<u>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)</u> 第 1 条 <u>2020 年 3 月 31 日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

(*) なお、定款の読みやすさを考慮し、条数・条文等に使用している漢数字をアラビア数字に変更すると共に、各変更に伴う条数について変更を行っております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

（五十音順）

候補者番号		氏 名				現在の当社における地位および担当
1	新任	うえ 植	むら 村	あきら 明	社 外 独 立	
2	再任	かね 金	こ 子	よし 禎	のり 則	社 外 取締役
3	再任	かめ 亀	やま 山	はる 晴	のぶ 信	社 外 独 立 取締役
4	再任	たけ 武	べ 部	とし 俊	ろう 郎	代表取締役社長 C K O (Chief Kaizen Officer)
5	再任	にし 西	かわ 川	なお 直	し 志	取締役専務執行役員 国際事業部長 品質統括部、資材統括部 担当
6	再任	ふじ 藤	い 井	たけ 威	のり 徳	取締役常務執行役員 内部監査部、総務部、労務人事部、経 理部、光応用検査機器事業本部 担当
7	再任	み 三	しま 島	やす 康	ひろ 博	社 外 独 立 取締役



1

う え む ら あ き ら
植村 明

(1954年9月19日生)

新任

社外

独立

■ 略歴及び地位

2008年 4 月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社（現 株式会社日立ソリューションズ）執行役産業システム事業部長
 2009年 4 月 同社執行役通信・産業システム事業部長
 2010年 4 月 日本証券テクノロジー株式会社副社長執行役員
 2010年 5 月 同社代表取締役社長
 2019年 6 月 同社顧問（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
一株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由

植村明氏は、日本証券テクノロジー株式会社の代表取締役社長を歴任するなど企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の実効性確保に貢献していただけると判断したため、新たに社外取締役として選任をお願いするものであります。



2

か ね こ よ し の り
金子 禎則

(1963年5月17日生)

再任

社外

■ 略歴及び地位

2011年10月 東京電力株式会社埼玉支店設備部長
 2013年 7 月 同社多摩支店武蔵野支社長
 2015年 7 月 同社パワーグリッド・カンパニー経営企画室長兼経営企画ユニット企画室
 2016年 4 月 東京電力パワーグリッド株式会社取締役副社長経営改革担当兼経営企画室長
 2016年 6 月 同社取締役副社長 経営改革担当
 2017年 6 月 東京電力ホールディングス株式会社取締役指名委員会委員
 東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長（現在に至る）
 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
一株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 重要な兼職の状況

東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長

■ 社外取締役候補者とした理由

金子禎則氏は、東京電力パワーグリッド株式会社の代表取締役社長であり、現在の電力業界の動向に精通しており、また、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を有することから、当社のコーポレート・ガバナンス体制の実効性確保に貢献していただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。



3

かめ やま はる のぶ
亀山 晴信

(1959年5月15日生)

再任

社外

独立

■ 略歴及び地位

1992年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
1997年4月 亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設（現在に至る）
2005年6月 一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現在に至る）
2007年6月 株式会社小森コーポレーション監査役
2010年4月 東京簡易裁判所民事調停委員（現在に至る）
2012年10月 当社取締役（現在に至る）
2013年6月 株式会社小森コーポレーション取締役（現在に至る）
2013年10月 ソマル株式会社監査役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
1,100株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 重要な兼職の状況

亀山総合法律事務所弁護士
株式会社小森コーポレーション社外取締役
ソマル株式会社社外監査役

■ 社外取締役候補者とした理由

亀山晴信氏は、弁護士としての豊富な経験と法律に関する幅広い知見等を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の実効性確保に貢献していただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年9ヶ月となります。



4

たけ べ とし ろう
武部 俊郎

(1956年9月16日生)

再任

■ 略歴及び地位

2010年6月 東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）執行役員栃木支店長
2012年6月 同社常務執行役技術開発本部長兼電力流通本部副本部長
2013年4月 同社常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント
2015年6月 同社取締役常務執行役パワーグリッド・カンパニー・プレジデント
2016年4月 同社取締役
東京電力パワーグリッド株式会社代表取締役社長
2017年6月 東京電力ホールディングス株式会社技監、経営技術戦略研究所長
2017年10月 同社技監、経営技術戦略研究所長、統括CKO
2018年4月 同社参与
2018年6月 東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長（現在に至る）
当社代表取締役社長（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
5,900株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
2,000株

■ 重要な兼職の状況

東光東芝メーターシステムズ株式会社代表取締役会長

■ 当社における担当

CKO (Chief Kaizen Officer) *

*CKOは、当社DXカイゼン推進本部の業務を含む全社的なカイゼンの推進に関する業務を担当しております。

■ 取締役候補者とした理由

武部俊郎氏は、長きにわたり電力業界に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの当社代表取締役社長としての経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、強いリーダーシップで、「2020中期経営計画」を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



5

にし かわ なお し
西川 直志

(1956年4月27日生)

再任

■ 略歴及び地位

1979年4月 株式会社高岳製作所入社
 2012年6月 同社代表取締役常務取締役小山工場長
 2012年7月 同社代表取締役常務取締役営業本部長
 2012年10月 当社取締役
 2013年6月 タカオカエンジニアリング株式会社代表取締役社長
 2015年6月 当社取締役常務執行役員
 2017年6月 当社取締役専務執行役員国際事業部長（現在に至る）

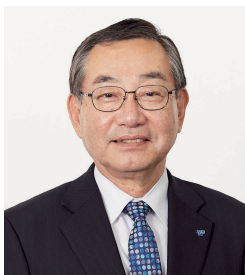
■ 所有する当社普通株式の数
13,800株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
2,900株

■ 当社における担当

品質統括部、資材統括部 担当

■ 取締役候補者とした理由

西川直志氏は、長きにわたり電力機器事業をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



6

ふじ い たけ のり
藤井 威徳

(1956年9月17日生)

再任

■ 略歴及び地位

1979年4月 株式会社高岳製作所入社
 2010年6月 同社常務取締役技術開発本部長
 2011年6月 同社代表取締役常務取締役技術開発本部長
 2012年6月 同社常勤監査役
 2012年10月 当社常勤監査役
 2016年6月 当社取締役常務執行役員（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
6,000株■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
2,900株

■ 当社における担当

内部監査部、総務部、労務人事部、経理部、光応用検査機器事業本部 担当

■ 取締役候補者とした理由

藤井威徳氏は、長きにわたり技術開発部門等をはじめとした全ての事業分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社の経営を担うに相応しい人格を兼ね備えております。これまでの経験を通じ培った優れた経営手腕に鑑み、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



7 みしま やすひろ 三島 康博 (1950年10月11日生)

再任 社外 独立

■ 略歴及び地位

1999年 1 月	トヨタ自動車株式会社堤工場成形部部長
2002年 1 月	タイ国トヨタ自動車株式会上級副社長
2009年 5 月	フタバ産業株式会社常勤顧問
2009年 6 月	同社代表取締役社長
2016年 6 月	同社顧問 当社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
1,300株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 社外取締役候補者とした理由

三島康博氏は、フタバ産業株式会社の代表取締役社長を歴任するなど企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制の実効性確保に貢献していただけると判断したため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

- ~~~~~
- (注) 1. 社外取締役候補者 金子禎則氏は、2016年4月から現在まで当社の特定関係事業者である東京電力パワーグリッド株式会社の業務執行者（現在は代表取締役社長）であり、当社は同社との間に電力設備・機器販売等の取引関係があります。また、同氏は、過去に当社子会社の東光東芝メーターシステムズ株式会社の非業務執行取締役であったことがあります。
2. 取締役候補者 武部俊郎氏は、東光東芝メーターシステムズ株式会社の代表取締役会長を兼任しており、当社は同社との間に機器販売等の取引関係があります。
3. 注記1と2以外の取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 社外取締役候補者 亀山晴信、三島康博の両氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ており、社外取締役候補者 植村明氏につきましても、原案どおり選任された場合は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 取締役との責任限定契約の締結
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
- なお、社外取締役候補者 金子禎則、亀山晴信および三島康博の3氏は、当社と責任限定契約を締結しており、原案どおり各氏の再任が承認された場合は当該契約を継続し、社外取締役候補者 植村明氏につきましても、原案どおり選任された場合は同内容の契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

(五十音順)

候補者 番号		氏 名				現在の当社における地位および担当
1	新任	くろ 黒	さわ 澤	よし 義	のり 則	常勤監査役
2	新任	たか 高	だ 田	ゆういちろう 裕一郎	社 外 独 立	監査役
3	新任	たけ 武	たに 谷	のり 典	あき 昭	社 外 監査役



1 黒澤 義則 (1959年3月8日生)

新任

■ 略歴及び地位

1981年4月 東光電気株式会社入社
 2011年6月 同社理事埼玉事業所長兼資材部長
 2012年6月 同社取締役埼玉事業所長兼経営統合準備室長代理
 2012年10月 同社取締役埼玉事業所長兼埼玉総務部長兼経営統合準備室長代理
 2013年6月 同社取締役企画部長兼経営統合準備室長代理
 2014年4月 当社常務執行役員経営企画部長
 2015年6月 当社常務執行役員労務人事部長
 2016年6月 当社常勤監査役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
9,204株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

黒澤義則氏は、長きにわたり経営企画部門等の分野に精通した豊富な経験と幅広い知見等を有するとともに、2016年からは当社の常勤監査役を務め、監査全般に関する知見等を有しており、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。



2 高田 裕一郎 (1954年8月8日生)

新任

社外

独立

■ 略歴及び地位

2008年4月 株式会社三井住友銀行常務執行役員本店営業本部本店営業第一、第二、第三部担当
 2009年10月 日興コーディアル証券株式会社取締役副社長
 2011年4月 S M B C日興証券株式会社取締役副社長
 2012年4月 さくら情報システム株式会社代表取締役会長
 2016年6月 当社監査役（現在に至る）
 2018年6月 芝浦メカトロニクス株式会社取締役（現在に至る）

■ 所有する当社普通株式の数
200株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 重要な兼職の状況

芝浦メカトロニクス株式会社社外取締役

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

高田裕一郎氏は、さくら情報システム株式会社の代表取締役会長を歴任するなど、企業経営者としての経験と豊富な知見を有するとともに、長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。



3 たけ たに のり あき 武谷 典昭 (1959年10月13日生)

新任 社外

■ 所有する当社普通株式の数
2,400株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 略歴及び地位

2011年 7 月	東京電力株式会社グループ事業部
2013年 6 月	同社経理部長 当社監査役 株式会社高岳製作所監査役 東光電気株式会社監査役
2015年 6 月	東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）常務執行役グループ事業担当
2016年 4 月	同社常務執行役経営企画ユニット経理室長
2016年 6 月	同社常務執行役
2017年 6 月	同社取締役監査委員会委員 当社監査役（現在に至る）
2019年 6 月	東電設計株式会社取締役会長（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

東電設計株式会社取締役会長

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由

武谷典昭氏は、東京電力ホールディングス株式会社の取締役監査委員会委員を歴任するなど、企業経営・監査全般に関する経験と豊富な知見を有するとともに、同社の経理部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断したため、新たに監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 社外取締役候補者 武谷典昭氏は、過去（2013年6月から2014年6月）に当社の監査役であったことがあります。

3. 社外取締役候補者 高田裕一郎氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。

4. 取締役との責任限定契約の締結

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

社外取締役候補者 高田裕一郎および武谷典昭の両氏が原案どおり選任された場合は、当該契約を締結する予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



かめ やま はる のぶ
亀山 晴信 (1959年5月15日生)

社外 独立

■ 略歴及び地位

1992年4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）
1997年4月	亀山晴信法律事務所（現亀山総合法律事務所）開設（現在に至る）
2005年6月	一般財団法人共立国際交流奨学財団監事（現在に至る）
2007年6月	株式会社小森コーポレーション監査役
2010年4月	東京簡易裁判所民事調停委員（現在に至る）
2012年10月	当社取締役（現在に至る）
2013年6月	株式会社小森コーポレーション取締役（現在に至る）
2013年10月	ソマール株式会社監査役（現在に至る）

■ 重要な兼職の状況

亀山総合法律事務所弁護士
株式会社小森コーポレーション社外取締役
ソマール株式会社社外監査役

■ 所有する当社普通株式の数
1,100株

■ その他株式報酬制度に
基づく交付予定株式の数
一株

■ 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由

亀山晴信氏は、弁護士としての豊富な経験と法律に関する幅広い知見等を有するとともに、ソマール株式会社の監査役を務めるなど監査全般に関する知見等を有しており、新たに補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年9ヶ月となります。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 亀山晴信氏は、第3号議案が原案どおり承認された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合、当該取締役を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定であります。
3. 補欠の社外取締役候補者 亀山晴信氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 取締役との責任限定契約の締結
当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等を除く。）と損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を当社定款に規定しており、損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。
なお、補欠社外取締役候補者 亀山晴信氏は、当社と責任限定契約を締結しており、同氏が監査等委員である取締役に就任された場合は当該契約を継続する予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、第5回定時株主総会（2017年6月26日開催）において、年額226百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額につきましては、これまでの報酬額およびその職責ならびに員数（第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、8名以内）を考慮して、年額180百万円以内（うち社外取締役は30百万円以内）といたしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役4名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、その職責および員数（第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、4名以内）を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、年額78百万円以内といたしたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬等の額設定の件

（1） 提案の理由

当社は、2017年6月26日開催の第5回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入についてご承認をいただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、現在の取締役（社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬枠を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。具体的には、第6号議案としてご承認をお願いしております取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額とは別枠で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する本制度に係る報酬等の額についてご承認をお願いするものであります。なお、本制度の詳細につきましては、下記（2）の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。

本制度に係る報酬枠の内容は、現行の役員報酬の支給水準および現行の本制度の信託額の上限、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であると考えております。

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

（2） 本制度における報酬等の額および参考情報

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定されている信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等（注1）の退任時に当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。

（注1）本議案による改定前にあっては、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員を意味し、本議案による改定後にあっては、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員を意味するものとします。以下同じとします。

① 本制度の対象者	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員。
② 信託金額（報酬等の額）の上限	取締役分として、対象期間ごとに65百万円。 （執行役員分を合わせた合計額は、対象期間ごとに252百万円。） （注2）当社は、第5回定時株主総会でご承認をいただいた範囲内で、2018年3月末日で終了した事業年度から2020年3月末日で終了した事業年度までの3事業年度（以下、「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）に係る取締役等への当社株式等の給付を行うために必要な株式を取得するために必要な資金（執行役員分を合わせた合計額180万円）を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、当社が拠出した資金を原資として当社株式を取得しております。今般、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本信託は、取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者を受益者とする信託として存続させることとします。

② 信託金額（報酬等の額）の上限	（注3）今後、追加拠出を行う場合、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する当社株式等の給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、本総会で承認を得た上限の範囲内とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。 ご参考：2020年3月31日終値（950円）で換算すると、対象期間ごとの信託金額の上限である65百万円（取締役分）を原資に取得する株式数は68,421株に相当し、252百万円（執行役員分を合わせた合計額）を原資に取得する株式数は265,263株に相当。
③ 給付される当社株式等の数の算定方法	各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき、役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントを付与。 付与されたポイントは⑤の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算。 （注4）本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。
④ 当社株式の取得方法	②により拠出された資金を原資として、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得。 （注5）本信託による当社株式の取得につき、現時点において具体的な予定はありませんが、今後、当社が追加拠出を決定し、本信託による当社株式の取得が実施される場合、その詳細は、適時適切に開示いたします。
⑤ 当社株式等の給付	取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任後に③により算定される当社株式を本信託から給付。 （注6）役員株式給付規程に別途定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国の経済は、輸出が引き続き弱含むなかで、人手不足を背景とした合理化・省力化投資や、老朽化に伴う維持・更新投資の需要が根強いものの、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされ、厳しい状況にあります。先行きについても感染症の影響により国内外経済をさらに下振れさせるリスクがあり不透明な状況にあります。

当社グループの最大の取引先である電力業界においては、省エネルギーの進展に伴う国内エネルギー需要の減少傾向が続くなか、電力・ガスの小売全面自由化、送配電部門の法的分離など電力システム改革により、生産性向上と徹底的なコスト削減が進められております。その一方で、再生可能エネルギーを含めた分散型エネルギー関連設備、既設老朽化設備の更新等の国内需要、アジアを中心とした海外での電力インフラ需要は堅調に推移しております。

このような経営環境のもと、当社グループはカイゼン推進体制の整備による生産性向上とコストダウンにより既存事業の収益性向上を一層進めてまいりました。また海外事業の基盤構築および国内外における電力分野のデジタイゼーションの急速な進展に應えるため、2019年6月にベトナム国のApplied Technical Systems Joint Stock Companyをグループ会社に加え、事業領域の拡大とビジネスモデルの変革に取り組んでおります。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高はスマートメーターが減少したものの海外工事の増加により、93,341 百万円（前年同期比2.7%増）となりました。

利益面では、受変電機器のコストダウン等の増益要因はありましたが、スマートメーターの売上高の減少により、営業利益2,321 百万円（前年同期比15.1%減）、経常利益2,253 百万円（前年同期比22.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益843 百万円（前年同期比18.2%減）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の当社グループ業績への影響につきましては、当連結会計年度においてはほぼ影響がございましたが、先行きは不透明であり、状況を注視してまいりたいと存じます。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

【電力機器事業】

当事業は、主に受変電・配電用機器、監視制御システム・制御機器等の製造販売および据付工事を行っております。

当事業の業績は、海外工事の増加および受変電機器のコストダウン等により、売上高53,554 百万円（前年同期比1.3%増）、セグメント利益5,171 百万円（前年同期比21.9%増）となりました。

【計量事業】

当事業は、主に変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等を行っております。

当事業の業績は、変成器が増加したもののスマートメーターの売上高減少により、売上高29,642 百万円（前年同期比0.6%増）、セグメント利益1,171 百万円（前年同期比53.7%減）となりました。

【エネルギーソリューション事業】

当事業は、主にエネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、EMS 関連の売上高の増加により、売上高2,794 百万円（前年同期比48.0%増）、セグメント損失293 百万円（前年同期はセグメント損失360 百万円）となりました。

【情報・光応用検査機器事業】

当事業は、主に三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造販売を行っております。

当事業の業績は、情報機器が減少したものの光応用検査機器の増加により、売上高5,069 百万円（前年同期比1.0%増）、セグメント利益113 百万円（前年同期はセグメント損失7 百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

賃貸ビル設備更新や制御機器関連設備の新設、蓮田事業所電源設備更新等により、全体で2,520百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、経常的な運転資金および投資に関する資金を金融機関からの借入金にて調達しておりますが、特筆すべき重要な事項はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、Applied Technical Systems Joint Stock Company（本社：ベトナム社会主義共和国ハノイ市）と、同社の発行済み株式総数の25%を譲り受ける株式譲渡契約及び業務提携契約を2019年4月26日に締結いたしました。同契約に基づき、2019年6月20日に株式取得を完了し、同社を持分法適用関連会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

①既存事業の収益性向上

当社グループの最大の取引先である電力業界においては、省エネルギーの進展に伴う国内エネルギー需要の減少傾向が続くなか、電力・ガスの小売全面自由化、送配電部門の法的分離など電力システム改革により、生産性向上と徹底的なコスト削減が進められています。

また、近年の自然災害の多発により電力の安定供給のためのレジリエンスの強化が求められています。

当社グループでは、こうした市場環境の変化、競争激化の進展に対処するため、サプライチェーンの見直しによる海外調達の拡大、製品設計の見直しによるコストダウン、全社一丸となったカイゼン活動、デジタル化への投資による生産性向上などを推進し競争力のある製品開発に取り組んでおります。

社会インフラ分野については太陽光や風力発電をはじめとする再生可能エネルギー関連設備の大容量化、バブル期に建設した受変電機器の更新などに伴う需要がしばらく継続すると予想されます。これらの需要を確実に取り込むとともに、メンテナンス、センシング、オペレーションなどの付加価値向上サービスの拡大など既存事業の収益性向上に取り組んでまいります。

②新たな収益基盤の構築

・海外市場に向けての基盤強化

新型コロナウイルス感染症による海外経済の不確実性等により海外市場の先行きは不透明な状況にあるものの、電力需要の拡大が続くアジア、アフリカ地域では電力インフラに係るさまざまなビジネスチャンスが広がっています。

当社グループでは、計量事業の強化に向けて、韓国の東光高岳コリア株式会社でガス変成器の生産を本格化したほか、国内外における電力分野のデジタルライゼーションの急速な進展に 대응するため変電所関係の監視制御システム分野において強みを持つベトナムのApplied Technical Systems Joint Stock Companyをグループ会社に加え、海外市場に向けての基盤強化に取り組んでおります。

また、株式会社タカオカエンジニアリングにおけるアフリカ地域での電力インフラ改善事業が、SDGsの目標の一つである「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」に該当する事例として、経団連のSDGs特設サイトに掲載されるなど、着実に実績を積み重ねており、今後も積極的な海外展開を推進し新たな収益基盤の構築に取り組んでまいります。

・新規事業への取り組みについて

環境保全、省エネルギーへの意識の高まりを背景とした再生可能エネルギーの普及により、分散型電源を効率よく利用するための制御技術が国内外で必要とされています。

当社グループでは、再生可能エネルギーの最適化運用を目指したEMS（エネルギー管理システム）を海外のオフグリッドや国内のセミオフグリッドに提供することで新規事業の拡大に取り組んでおります。

また、IoT や AI 、ビッグデータ活用といった技術革新の流れを受け、メーター類のスマート化（スマートメーター）やクラウドシステムの活用などの動きが進み、製品機能のサービス化（as a Serviceなど）の推進など変化への対応を求められております。

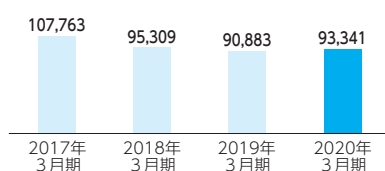
当社、東光東芝メーターシステムズ株式会社は計測・伝送・制御の強みを生かし、新製品開発、VPP（バーチャル・パワー・プラント）の機能およびサービスの強化や、各種メーターからのデータの共有による新たなソリューション事業の展開に取り組んでまいります。

(6) 財産および損益の状況

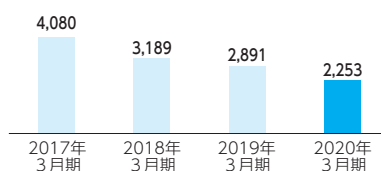
	第 5 期 2017年 3 月期	第 6 期 2018年 3 月期	第 7 期 2019年 3 月期	第 8 期 (当連結会計年度) 2020年 3 月期
売上高 (百万円)	107,763	95,309	90,883	93,341
経常利益 (百万円)	4,080	3,189	2,891	2,253
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,101	1,546	1,031	843
1株当たり当期純利益 (円)	129.53	95.72	63.96	52.28
総資産 (百万円)	107,822	96,710	99,222	100,592

(注) 2019年3月期の第1四半期連結会計期間の期首より、『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号平成30年2月16日）を適用したため、2018年3月期につきましては遡及適用後の数値を記載しております。

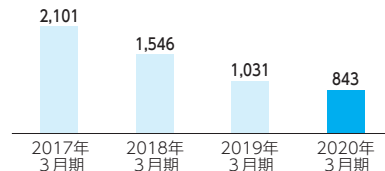
■ 売上高 (単位：百万円)



■ 経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
タカオカエンジニア リング 株 式 会 社	310百万円	100.0%	電気工事・電気通信工事施工
タカオカ化成 工 業 株 式 会 社	50百万円	100.0%	高分子応用電気製品・部品の製造販売
東光器材 株 式 会 社	10百万円	100.0%	電気機器類の製造修理
ワットライン サービ 株 式 会 社	30百万円	100.0%	計器失効替工事施工、運送、荷造梱包
蘇州東光優技 電 氣 有 限 公 司	5,520千米ドル	74.3%	各種変成器の製造販売
東光東芝メー システムズ 株 式 会 社	480百万円	51.0%	計器の開発および製造販売
株式会社ミントウェブ	50百万円	100.0%	シンククライアントシステムの製造販売、コンピュータソフトウェアの開発受託
ユークエスト株式会社	200百万円	99.95%	組込みソフトウェア開発販売、無線通信機器製造販売

(注) 連結子会社は上記の8社であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

セグメント区分	主 要 な 事 業 内 容
電 力 機 器 事 業	変圧器、開閉装置、開閉器、監視制御システム、配電用制御機器、セキュリティ監視・制御装置、伝送システム機器等の製造販売、電気設備工事、空調設備工事の請負等
計 量 事 業	変成器・各種計器の製造販売、計器失効替工事等の請負等
エネルギーソリューション事業	エネルギー計測・制御機器、電気自動車用急速充電器等の製造販売
情報・光応用検査機器事業	三次元検査装置、シンクライアントシステム、組込みソフトウェア等の製造販売

(9) 主要な拠点等

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都江東区豊洲五丁目 6 番36号
支 社	東北（宮城県仙台市） 中部（愛知県名古屋市） 関西（大阪府大阪市） 九州（福岡県福岡市）
営 業 所	北関東（栃木県小山市） 横浜（神奈川県横浜市） 新潟（新潟県新潟市） 埼玉（埼玉県蓮田市） 北海道（北海道札幌市） 中国（広島県広島市） 四国（香川県高松市）
事 業 所	小山（栃木県小山市） 蓮田（埼玉県蓮田市） 上野（東京都台東区） 浜松（静岡県浜松市） 名古屋（愛知県あま市）
海外駐在員事務所	フィリピン駐在員事務所（フィリピン共和国 マニラ首都圏 マカティ市） ハノイ駐在員事務所（ベトナム社会主義共和国 ハノイ市）

② 子会社

会 社 名	所 在 地
タカオカエンジニアリング株式会社	東京都千代田区
タカオカ化成工業株式会社	愛知県あま市
東光器材株式会社	埼玉県蓮田市
ワットラインサービス株式会社	埼玉県蓮田市
蘇州東光優技電気有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市
東光東芝メーターシステムズ株式会社	埼玉県蓮田市
株式会社ミントウェーブ	東京都新宿区
ユークエスト株式会社	東京都台東区

(10) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,676名	105名増

(11) 主要な借入先

借入先	借入金額
株式会社三井住友銀行	1,468百万円
株式会社みずほ銀行	1,338百万円
株式会社りそな銀行	830百万円
株式会社三菱UFJ銀行	519百万円
三井住友信託銀行株式会社	413百万円
株式会社常陽銀行	394百万円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株

(2) 発行済株式の総数 16,217,899株
(自己株式58,406株を除く。)

(3) 株主数 11,963名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
東京電力パワーグリッド株式会社	5,671,260株	34.96%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,081,400株	6.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	322,000株	1.98%
GOVERNMENT OF NORWAY	285,961株	1.76%
東光高岳従業員持株会	261,330株	1.61%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	241,244株	1.48%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	218,500株	1.34%
大樹生命保険株式会社	209,700株	1.29%
明治安田生命保険相互会社	200,000株	1.23%
三井住友信託銀行株式会社	178,700株	1.10%

(注) 持株比率は、自己株式（58,406株）を控除して計算しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	武 部 俊 郎	C K O (Chief Kaizen Officer) 東光東芝メーターシステムズ株式会社 代表取締役会長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	西 川 直 志	国際事業部長 品質統括部、資材統括部 担当
取 締 役 専 務 執 行 役 員	小田切 司 朗	C I O (Chief Information Officer) 技術開発本部、イノベーション推進部 担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	藤 井 威 徳	内部監査部、総務部、労務人事部、経理部、 光応用検査機器事業本部 担当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	水 本 州 彦	電力機器事業本部長
取 締 役 常 務 執 行 役 員	大 亀 薫	経営企画部 担当
取 締 役	金 子 禎 則	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長
取 締 役	亀 山 晴 信	亀山総合法律事務所 弁護士 株式会社小森コーポレーション 社外取締役 ソマール株式会社 社外監査役
取 締 役	三 島 康 博	
監 査 役 (常 勤)	黒 澤 義 則	
監 査 役 (常 勤)	早稲倉 嘉 宏	
監 査 役	武 谷 典 昭	東電設計株式会社 取締役会長
監 査 役	高 田 裕 一 郎	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役

- (注) 1.取締役 金子禎則、亀山晴信および三島康博の3氏は、社外取締役であります。
2.監査役 武谷典昭および高田裕一郎の両氏は、社外監査役であります。
3.当社は、社外取締役および社外監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

- 4.監査役 武谷典昭氏は東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）の経理部長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 5.監査役 高田裕一郎氏は、長きにわたり大手金融機関（株式会社三井住友銀行）に在籍した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 6.監査役 武田勝氏は、2019年6月24日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任いたしました。
- 7.社外監査役の員数が法定の員数を欠くこととなる事態に備えて、2019年6月24日開催の第7回定時株主総会にて、会社法第329条第3項に定める補欠監査役として、森下義人氏を選任しております。
- 8.取締役 亀山晴信、三島康博および監査役 高田裕一郎の3氏は、株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
- 9.C K Oは、当社D Xカイゼン推進本部の業務を含む全社的なカイゼンの推進に関する業務を担当しております。
- 10.C I Oは、当社D Xカイゼン推進本部デジタル化推進部の業務を含む全社的なデジタル化の推進に関する業務を担当しております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	173百万円 (11百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (1名)	44百万円 (4百万円)
合計	14名	217百万円

(注) 上記の取締役（社外取締役除く）の支給額には、業績連動型株式報酬制度による当該事業年度の費用計上を含んでおります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額の決定に関する方針の内容

取締役の報酬限度額は、第5回定時株主総会（2017年6月26日開催）、監査役の報酬限度額は、第1回定時株主総会（2013年6月27日開催）で決議されており、次のとおり定めております。

①取締役の報酬等の総額は、年額226百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）とする。

②監査役の報酬等の総額は、年額78百万円以内とする。

取締役の報酬は上記①の範囲内で、取締役会で協議し決定しております。

また、監査役については上記②の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

上記に加え当社は、社外取締役を除く取締役について、第5回定時株主総会（2017年6月26日開催）において、上記①とは別枠で業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」を導入することを決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

区 分	氏 名	重要な兼職先	主な活動状況
取締役	金子 禎則	東京電力パワーグリッド株式会社 代表取締役社長	当期に開催された取締役会12回のうち11回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を活かして必要に応じ発言を行っております。
取締役	亀山 晴信	亀山総合法律事務所 弁護士 株式会社小森コーポレーション 社外取締役 ソマール株式会社 社外監査役	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と法律に関する幅広い知見等を活かして必要に応じ発言を行っております。
取締役	三島 康博	—	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を活かして必要に応じ発言を行っております。
監査役	武谷 典昭	東電設計株式会社 取締役会長	当期に開催された取締役会12回すべておよび監査役会12回すべてに出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を活かして必要に応じ発言を行っております。
監査役	高田 裕一郎	芝浦メカトロニクス株式会社 社外取締役	当期に開催された取締役会12回のうち11回および監査役会12回のうち11回に出席し、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見等を活かして必要に応じ発言を行っております。

(注) 1.当社と東京電力パワーグリッド株式会社との間には電力設備・機器販売等の取引関係があります。

2.当社と亀山総合法律事務所、株式会社小森コーポレーション、ソマール株式会社、東電設計株式会社、芝浦メカトロニクス株式会社との間には特別な関係はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

アーク有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社の会計監査人としての報酬等の額

49百万円

②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

51百万円

(注) 1. 監査役会は、過年度の会計監査人の職務遂行状況および監査報酬の推移を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①および②の金額には金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と監査役会が判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案するものとします。

■ 計算書類等

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	56,108	流 動 負 債	28,091
現 金 及 び 預 金	8,741	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	15,322
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	23,153	電 子 記 録 債 務	229
電 子 記 録 債 権	2,507	短 期 借 入	3,943
商 品 及 び 製 品	3,182	リ ー ス 債 務	4
仕 掛 品	12,814	未 払	2,125
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,809	未 払 費 用	1,739
そ の 他	908	未 払 法 人 税 等	952
貸 倒 引 当 金	△9	賞 与 引 当 金	1,744
固 定 資 産	44,484	そ の 他	2,029
有形固定資産	37,154	固 定 負 債	21,054
建 物 及 び 構 築 物	12,594	長 期 借 入 金	3,572
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,834	リ ー ス 債 務	7
工 具、器 具 及 び 備 品	768	長 期 預 り 金	793
土 地	20,490	繰 延 税 金 負 債	758
リ ー ス 資 産	11	修 繕 引 当 金	1,184
建 設 仮 勘 定	455	環 境 対 策 引 当 金	240
無形固定資産	2,673	製 品 保 証 引 当 金	1,104
ソ フ ト ウ ェ ア	1,340	役 員 株 式 給 付 引 当 金	63
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	26	退 職 給 付 に 係 る 負 債	13,305
そ の 他	1,306	そ の 他	24
投資その他の資産	4,656	負 債 合 計	49,146
投 資 有 価 証 券	2,823	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	87	株 主 資 本	48,137
繰 延 税 金 資 産	719	資 本	8,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	211	資 本 剰 余 金	7,408
そ の 他	814	利 益 剰 余 金	32,969
資 産 合 計	100,592	自 己 株 式	△239
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△607
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	122
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	3
		為 替 換 算 調 整 勘 定	110
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△843
		非 支 配 株 主 持 分	3,916
		純 資 産 合 計	51,446
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	100,592

連結損益計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目						金	額
売上	高価	益					93,341
売上	原価	益					75,020
販売費	総一般管理費						18,320
営業外	収益	益					15,998
受取配当	利息						2,321
受取配当	金料					2	
受取配当	料					34	
受取配当	益					84	
受取配当	他					67	
受取配当						47	237
営業外	費用						
支払替	利差					61	
支払替	費用					40	
支払替	投資					30	
支払替	損失					54	
支払替	費用					36	
支払替	他					81	305
特別	利益						2,253
固定資産	売却	益				10	
投資有価証券	売却	益				4	15
特別	損失						
固定資産	廃棄	損失				80	
減損	損					290	
ゴルフ会員権	評価	損				1	
投資有価証券	清算	損				4	
子会社株式	評価	損				118	
出資金	清算	損				10	
事務所移転	費用					34	539
税金等調整	当期純利益						1,728
法人税、住民税及び事業税						901	
法人税等調整額						176	1,078
当期純利益							650
非支配株主に帰属する当期純利益							△192
親会社株主に帰属する当期純利益							843

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	40,462
現 金 及 び 預 金	3,823
受 取 手 形	254
電 子 記 録 債 権	2,134
売 掛 金	15,653
商 品 及 び 製 品	2,022
仕 掛 品	11,269
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,166
前 払 費 用	46
短 期 貸 付 金	617
そ の 他 金	484
貸 倒 引 当 金	△9
固 定 資 産	45,957
有形固定資産	34,613
建 物	10,455
構 築 物	924
機 械 及 び 装 置	2,001
車 両 運 搬 具	61
工 具、器 具 及 び 備 品	568
土 地	20,412
建 設 仮 勘 定	189
無形固定資産	2,161
ソ フ ト ウ ェ ア	833
借 地 権	1,302
商 標 権	2
ソフトウェア仮勘定	22
そ の 他	1
投資その他の資産	9,182
投 資 有 価 証 券	718
関 係 会 社 株 式	7,195
関 係 会 社 出 資 金	553
長 期 貸 付 金	87
そ の 他	627
資 産 合 計	86,419

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	25,053
電 子 記 録 債 務	175
買 掛 金	9,218
短 期 借 入 金	9,143
未 払 金	627
未 払 費 用	1,018
未 払 法 人 税 等	725
未 払 消 費 税 等	1,066
前 受 金	1,721
預 賞 与 引 当 金	85
そ の 他	1,267
固 定 負 債	17,756
長 期 借 入 金	3,572
繰 延 税 金 負 債	793
修 繕 引 当 金	1,124
退 職 給 付 引 当 金	1,184
環 境 対 策 引 当 金	10,272
製 品 保 証 引 当 金	240
役 員 株 式 給 付 引 当 金	496
そ の 他	63
負 債 合 計	42,810
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	43,490
資 本 金	8,000
資 本 剰 余 金	19,204
資 本 準 備 金	2,000
そ の 他 資 本 剰 余 金	17,204
利 益 剰 余 金	16,525
そ の 他 利 益 剰 余 金	16,525
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	2,970
繰 越 利 益 剰 余 金	13,555
自 己 株 式	△239
評価・換算差額等	119
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	119
純 資 産 合 計	43,609
負 債 及 び 純 資 産 合 計	86,419

損益計算書 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金	額
売上高			65,292
売上原価			52,267
売上総利益			13,025
販売費及び一般管理費			11,334
営業利益			1,690
営業外収益			
受取利息及び受取配当金	213		
設備賃貸料	65		
電力販売収益	67		
その他の	55		402
営業外費用			
支払利息	104		
電力販売費用	30		
解体撤去費用	36		
その他の	78		251
経常利益			1,842
特別利益			
固定資産売却益	8		
投資有価証券売却益	4		13
特別損失			
固定資産廃棄損	76		
減損損	273		
ゴルフ会員権評価損	1		
投資有価証券清算損	4		
子会社株式評価損	118		
子会社支援損	100		
出資金清算損	10		
事務所移転費用	24		608
税引前当期純利益			1,247
法人税、住民税及び事業税	656		
法人税等調整額	△279		377
当期純利益			869

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社東光高岳

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

東京オフィス

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松島 康治 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小貫 泰志 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 松本 勇人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社東光高岳の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東光高岳及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。

監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社東光高岳
取締役会 御中

アーフ有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松島 康治 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小貫 泰志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松本 勇人 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社東光高岳の2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月21日

株式会社東光高岳 監査役会

常勤監査役	黒澤義則	㊞
常勤監査役	早稲倉嘉宏	㊞
社外監査役	武谷典昭	㊞
社外監査役	高田裕一郎	㊞

以上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

第8回定時株主総会 会場ご案内図

会場

株式会社東光高岳 会議室（8階）

東京都江東区豊洲五丁目6番36号（豊洲プライムスクエア） TEL 03-6371-5000

※開催場所が例年と異なりますので、お間違いないようお願い申し上げます。



会場までのご案内

東京メトロ有楽町線 → 豊洲駅 6a出口 から徒歩3分

東京臨海新交通ゆりかもめ → 豊洲駅から徒歩3分

※駐車場および駐輪場はご用意いたしておりませんので、
お車等でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東光高岳

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

